

V 事務・事業の見直しについて

1 戸籍・住民票事務センターの設置（企画総務局）

業務の効率化による待ち時間の低減やデジタル技術を活用した新サービスの導入など、市民サービスの向上を図るため、各区役所及び出張所で行っている戸籍・住民票に係る事務のうち、窓口現場で行う必要のないものを集約し、それらの事務を一括処理する戸籍・住民票事務センターを設置することとし、当初予算に反映している。

2 勤労青少年ホームの閉館（経済観光局）

勤労青少年を対象に、その余暇活動や交流促進のための施設として運営してきた勤労青少年ホームについて、社会情勢の変化に伴い、対象人口が減少するとともに目的に沿った利用が減少するなどし、その役割を果たし終えたと考えられるため、3年度末をもって閉館して次のとおり対応することとし、当初予算に反映している。

(1) 中央勤労青少年ホーム

築50年を経過して建物が老朽化しているため、閉鎖する（幟会館3～5階）。

(2) 安佐勤労青少年ホーム

テニスコートなどの屋外施設は再整備して5年度から供用を開始し、建物は閉鎖する。

(3) 佐伯勤労青少年ホーム

建物は五日市公民館に、テニスコートは新宮苑庭球場にそれぞれ統合して運営する。

3 放課後児童クラブのサービスの充実等（教育委員会）

5年度から、適切な負担軽減措置を組み込んだ基本時間部分の受益者負担措置を導入するとともに、多岐にわたる保護者ニーズに応え、満足度を更に高めるサービス向上策を実施することとし、その準備経費を当初予算に反映している。

（利用料金及び負担軽減策）

- (1) 就学援助を受けている世帯 無料
- (2) こども医療費補助受給世帯等 3,000円／月
- (3) その他（(1)(2)に該当しない世帯）5,000円／月

※ 多子世帯（同時に2人以上が利用）について、第2子は半額、第3子以降は無料とする。

（主なサービス向上策）

- (1) 保護者が注文した昼食やおやつについて本市が配送料を負担して提供
 - ※ 弁当代やおやつ代は保護者が実費負担
- (2) 古いエアコンの更新など施設面の改善
- (3) 第二土曜日の開所

4 就学援助制度の適正化（教育委員会）

生活保護受給者に準ずる程度に困窮している者の認定基準について、その基礎となる生活保護基準が平成元年度のままとされていることや、社会保険料を二重に考慮する運用になっていることなどを解消することとし、当初予算に反映している。

（適正化の具体的内容）

- (1) 認定基準の算定に用いる生活保護基準を令和2年度のものに更新し、生活保護基準に乗じる係数を「1.13」から「1.0」にして社会保険料控除の重複を解消するとともに、社会保険料等の控除額を差し引く取扱いは継続する。
- (2) さらに、認定基準の算定に用いる生活保護基準に、生活保護の要否判定に用いる教育扶助の全項目を算入するとともに、学習支援費を対象項目に追加する。
- (3) これまで就学援助を受けていた世帯が、今回の見直しにより就学援助を受けられなくなる場合、経過措置として次のとおり段階的に減額して支給する。

4年度：3／4 5年度：1／2 6年度：1／4 7年度：0